

社会福祉法人等指導監査実施要綱

（指導監査の目的）

第1条 指導監査は、福祉局が所管する法人及び社会福祉施設並びに福祉局関係団体が、関係法令、通達、定款等を遵守した法人・施設運営、事業経営及び補助事業等について、助言、指導等を行うことによって、適正な法人・施設運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保することを目的とする。

（指導監査の対象）

第2条 指導監査の対象は、次のとおりとする。

- （1）福祉局が所管する社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人及び社会福祉法第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人
- （2）福祉局が所管する社会福祉法第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業を行う施設（公立公営を除く。）
- （3）福祉局が所管する社会福祉法第2条第3項に規定する助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設を経営する事業（公立公営を除く。）
- （4）福祉局が所管する児童福祉法第7条第1項に規定する児童発達支援センターを経営する事業（公立公営を除く。）
- （5）福祉局が所管する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人
- （6）福祉局が所管する公益信託ニ関スル法律第1条に規定する公益信託
- （7）福祉局が国費あるいは県費補助金等の交付により関与する団体
- （8）その他福祉局各課からの要請に基づき監査指導室長が必要と認める施設等

（指導監査の方法等）

第3条 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により実施する。

2 一般指導監査は、次のとおりとする。

- （1）前条第1号については、一般指導監査は実地において行うものとし、以下のいずれも満たす法人については、一般指導監査を3年に1回とする。
 - ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
 - イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に大きな問題が特に認められないこと。
- （2）前条第1号については、（1）にかかわらず、（1）のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると監査指導室長が判断するときは、次の各号に掲げる周期まで延長することができる。

ア 会計監査人を設置している法人において、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

イ 会計監査人を設置していない法人において、会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出された場合 4年に1回

（3）前条第1号については、（1）にかかわらず、（1）のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人のうち（2）に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると監査指導室長が判断するときは、4年に1回の周期まで延長することができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又は ISO9001 の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

（4）前条第1号のうち、新たに設立された法人については、設立年度又は次年度において、速やかに一般指導監査を実施するものとする。

（5）前条第2号のうち生活保護法に規定する救護施設の監査については2年に1回の一般指導監査を実地において行うものとする。

（6）前条第2号のうち児童福祉法に規定する児童福祉施設の監査については年1回の一般指導監査を実地において行うものとする。

（7）前条第2号のうち老人福祉法に規定する老人福祉施設の監査については3年に1回の一般指導監査を実地において行うものとする。また、当該監査において問題点等を発見した場合には、必要の都度一般指導監査を実地において行うものとする。

(8) 前条第2号のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設の監査については年1回の一般指導監査を実地において行うものとする。ただし、前年度の指導監査の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった場合は2年に1回の一般指導監査を実地において行うものとし、適正な運営がおおむね確保されていると認められた場合は3年に1回の一般指導監査を実地において行うものとする。

(9) 前条第3号のうち保育所及び幼保連携型認定こども園の監査については年1回の一般指導監査を実地において行うものとし、助産施設及び児童厚生施設の監査については必要な都度の一般指導監査を実地及び書面において行うものとする。

(10) 前条第4号については1年に1回の一般指導監査を実地において行うものとする。

(11) 前条第5号及び第6号については10年以内に1回の一般指導監査を実地において行うものとする。

(12) 前条第7号及び第8号については必要な都度行う一般指導監査を実地において行うものとする。

(13) 第1号から第12号の規定にかかわらず、災害等の理由により一般指導監査を実地において行うことが困難な場合、一般指導監査を書面において行うことができる。

3 特別指導監査は、法人の運営等に重大な問題を有する法人を対象とするほか、施設運営及び事業運営に不正又は著しい不当及び最低基準違反があると判断されるほか、指導監査における問題点の是正改善が認められない場合や、正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合に行うものとする。

4 前条第1号から第4号まで、第6号に係る指導監査は、監査指導室の職員2名以上で行うこととする。

また、指導監査にあたっては、監査指導室の職員に加え、必要に応じて当該事務を所掌する所属の職員を参加させることができる。

5 前条第5号に係る指導監査については、監査指導室の職員1名と当該法人を所管する所属の職員1名を含む計2名以上で行うこととする。

(実施計画)

第4条 指導監査の実施計画は、毎年度当初に、国の指導方針及び前年度における指導監査結果等を総合的に勘案して、当該年度の重点項目を定め、指導監査の効率的実施について十分留意して社会福祉法人等審査会で審議し、定める。

(指導監査の通知)

第5条 指導監査の対象を決定したときは、原則、あらかじめ次の事項を文書により通知する。

(1) 指導監査の根拠規定

(2) 指導監査の対象となる施設等

- (3) 指導監査の日時及び場所
- (4) 指導監査担当職員
- (5) 指導監査当日に準備すべき書類
- (6) 指導監査実施にあたって事前に提出すべき書類

(指導監査後の措置)

第6条 指導監査の終了後は、監査対象法人の代表者及び関係職員等に対して、指導監査の結果の講評を行い、後日文書によって改善が必要と認められた事項について通知を行う。

- 2 文書により指導した事項については、期日を付して改善を示す資料等の提出を求め、必要に応じて、改善状況の確認のために再調査を行う。
- 3 各年度の指導監査終了後速やかに、当該年度の指導監査結果を社会福祉法人等審査会に報告する。

(その他)

第7条 指導監査に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。